

市内小・中学校長 殿

美作市教育委員会学校教育課長

ICTによる長期欠席・不登校児童生徒の  
「指導要録上の出席扱い」に係るガイドラインについて

このことについて、令和元年10月25日付け元文科第698号「不登校児童生徒への支援の在り方について」が通知されました。

各学校において、一定の要件を満たす場合に、校長は指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができることとされています。

本市も通知内容等を踏まえ、下記のとおりガイドラインを設定します。判断される際の目安としてください。

記

1 指導要録上出席扱いとする判断の目安

- (1) 学校が長期欠席・不登校の児童生徒の自立を助けるうえで、ICT等を活用した学習活動が有効・適切と判断すること。
- (2) 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- (3) 原則として同時双方向型授業配信を行い、挙手したりチャットに入力したりするなどして当該児童生徒に授業へ参加させること。
- (4) 学校の授業プリント等を活用すること。
- (5) 配信時間に遅れたり、授業を途中で切り上げたりする等配信におけるルールを学校で設定し、事前に当該児童生徒と確認しておくこと。

2 留意事項

- (1) 朝の会や帰りの会、休み時間なども配信し、授業に参加しやすい雰囲気づくりを行うこと。
- (2) 学級担任は、家庭訪問等で学習状況を把握し、補充的に指導すること。
- (3) 校長は、対面指導や学習活動の状況等を十分把握すること。

3 その他

- (1) 出席扱いとする日数の換算基準は、当該児童生徒の態様に応じて、校長が適切に定めること。
- (2) 学習成果を評価に反映する場合には、学習内容等がその学校の教育課程に照らし適切であると判断できること。

【本件連絡先】

美作市教育委員会 学校教育課

TEL : 0868-72-1162 FAX : 0868-72-8646